

	用語	用語の説明
あ	案件 あん けん	処理もしくは調査すべき事柄、または議題となる問題です。一般的な場合における案件には、必ずしも議案および議題とされ議決の対象となったものに限定されることなく、選挙、決定、報告および所管事務の調査も入ります。
い	委員会 いん かい	委員会は法律に定められた組織で、本会議から付託された案件を専門的かつ詳細に審査したり、所管事務の調査を行う機関です。本市議会には「総務企画」「教育厚生」「産業建設」「広報広聴」の四つの常任委員会と議会運営委員会があります。このほかに、必要に応じて臨時に設置される特別委員会として、決算特別委員会などがあります。【地方自治法109、委員会条例】
	委員会会議録 いんかいかいぎろく	委員会での会議の内容を記録した文書のことをいいます。委員会会議録は議会事務局で閲覧できるほか、大仙市議会のホームページでも公開しています。【委員会条例29】
	委員会協議会 いんかいぎょうかい	常任委員会または特別委員会の委員が、正規の委員会招集手続きを経ることなく議会閉会中や休会中および休憩中に集合し、所管に係る事項、その他の問題について協議する事実上の会議のことをいいます。これは法上での委員会活動ではないので、そこでの論議や決定は委員会の審査・調査としての意義を有さず、地方自治法、会議規則、委員会条例等は一切適用されません。【会議規則164】
	委員会条例 いんかいじょうれい	議会において、付託事件の審査および所管事務の調査をする常任委員会および議会運営委員会、ならびに議会の議決により付託された事件を審査する特別委員会の設置および運営について必要な事項を定めた条例のことをいいます。
	委員会の権限 いんかい けんげん	委員会が合議体として活動し、審査・調査を行うことのできる範囲と限界のことをいいます。委員会は議会の内部機関で、議会に属し、議会から完全に独立した機関ではないので、委員会の権限は、議会から付託された事件の審査および所管事務の調査に尽きます。【地方自治法109】
	委員外議員 いんがいぎいん	議員は、必ず一つ以上の委員会に所属することになっています。所属していない委員会に出席する場合の名称です。また、必要に応じ、委員会の決定により、説明・意見を聞くことができます。【委員会条例2】
	委員会の中間報告 いんかい ちゅうかんほうこく	付託事件について、委員会が本会議の議決による求め、または承認により、審査・調査の途中で状況報告することをいいます。【会議規則45】
	委員会付託 いんかいふたく	本会議の付託事件について詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会または特別委員会に審査を託すことをいいます。【会議規則37】
	委員会報告 (委員長報告) いんかいほうこく いんちやうほうこく	委員会報告は、委員会での審査または調査を終えた案件等が本会議の議題となったとき、委員長から審査の経過と結果について口頭で報告すること（委員長報告）をいいます。本市議会では通常、委員長の報告は本会議の最終日に行われ、これに対して質疑、討論が行われた後、最終的な決定（可決・否決など）がなされます。【会議規則39】
	委員長・副委員長 いんちやう ふくいんちやう	委員長は、委員の中から互選されます。委員長は、委員会が所管する市政の分野で問題等が発生すれば委員会を招集することができるほか、委員会においては議事を整理し、順序よく進行させる役割を持ちます。また、委員会の秩序を守るために、委員会において秩序を乱す委員の発言を禁止することや退場させる権限を持ち、場合によっては委員会を閉会することや中止させることもできます。 副委員長は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたとき、代わってその職務を行います。【委員会条例9・10・11】

	用語	用語の説明
	委員の派遣 いん ぱせん	委員会は、①議案の審査のため、②市の事務に関する調査のため、③その他必要があると認めるときに、委員を県内外に派遣することができます。日時、場所、目的および経費等を記載し、議長に提出し、承認を得ます。【会議規則105】
	異議の申し出 いぎのしゅうしゅ	議会における選挙の投票効力、指名推選の採用、会議時間の変更、議長の表決方法の宣告、一括議題の措置などについて、議長の決定や議会の判断に対し、議員が異議を唱えることをいいます。
	意見書 いけんしょ	議会は、市の公益に関することについて、国会や国の関係省庁などに対し、議会としての意思を意見書としてまとめた文書を提出することができます。意見書の案は、議員または委員会が提出し、本会議でその可否を決めます。【地方自治法99】
	一事不再議 いちじふさいぎ	同一会期中に一度議決された事件については、再び議決をしないとの議事運営のことをいいます。議会運営上慣習的に形成されたものであり、自治法に明文の規定はありませんが、会議規則第15条で「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない」と規定しています。【会議規則15】
	一議事・一議題の原則 いちぎじ・いちぎだいげんそく	数個の議案が提出され、これを審議する場合に、1議案ごとに議題とし、提出者の説明を求め、質疑、討論、採決が行われるべきであるとする原則のことをいいます。
	一部採択 いちぶさいたく	1個の請願（陳情）のうち、一部の項目または部分を採択する場合をいいます。委員会における請願（陳情）の結果は「採択にすべきもの」と「不採択にすべきもの」の二者択一（会議規則第140条）ですが、実際には、請願（陳情）内容の全部または一部に賛成し得る場合と、賛成できない場合があります。請願（陳情）の全体に対して一つの結果を出さず、項目を指定して、あるいは前段と後段を別にして、一部を採択し、一部を不採択にする場合があります。
	一問一答方式 いちもんいつたうほうしき	質問し、これに答弁し、次いで質問、答弁という形式で、同一質問者と答弁者の間で問答を続けることをいいます。本市議会の一般質問では、大項目順に行い、質問回数は大項目ごとに最初の質問を含めて3回を超えられません。【基本条例8(1)、会議規則56】
	一括議題 いっかつぎだい	1議案ずつ議題とするのではなく、議事の能率化を図るために、関連する議案を一括して議題とすることです。「議案第〇号から議案第〇号を一括して議題といたします」と議長は宣告します。一括上程ともいいます。【会議規則35】
	一般質問 いっぱんしつもん	年4回の定例会において、議員が市の行政全般にわたり質問することをいいます。本市議会の場合、質問回数は1項目につき3回までで、質問時間は30分以内とし、答弁時間は制限しておりません。発言するには発言通告書を議長に提出します。また、発言順序は発言通告書の提出順となっております。一般質問は、定例会に限り認められています。【会議規則62】
	一般選挙 いっぱんせんきょ	地方公共団体の議会の議員または当選人が全てなくなったときに、議員定数全員について行う選挙のことをいいます。議員の任期満了、議会の解散、市町村の設置、選挙の全部無効、退職、死亡等が該当となります。【公職選挙法33】
え	延会 えんかい	議事日程の一部を議了しないか、または全部を終わらず、その日の日程をほかの日に延ばして会議を閉じることをいいます。なお、その日の議事日程に記載された全てを議了し、その日の会議を閉じることは散会（さんかい）といいます。【会議規則24】
	演壇 えんだん	本会議において、発言者が発言のために設けられた壇（場所）のことをいいます。大仙市議会では演壇が二つあり、対面式となっております。

	用語	用語の説明
か	開 会	市長の議会招集に応じて、定例会や臨時会の議会を開くことです。「ただいまから、令和〇年第〇回大仙市議会定例会（臨時会）を開会いたします」と議長が本会議で宣告します。議会を閉めることは閉会といいます。【会議規則8】
	会 期	議会が会議を行う期間のことで、開会日から閉会日までをいいます。開会の後「本日から〇月〇日までの〇日間」と本会議で議決します。【地方自治法102の2、会議規則5】
	会期の延長	会期は議会の議決で、延長することができます。【会議規則6】
	開 議	その日の会議を開くことです。会議規則に「開議、散会、延会、中止および休憩は、議長が宣告する」と定められています。議長は本会議で「ただいまから、本日の会議を開きます」と宣告しています。【会議規則11】
	会議規則	議会が、本会議の運営に関する一般的な手続き、および内部規律等を定めた規則です。本会議・委員会の議事手続き、議会で行う選挙、請願の扱い、議員の辞職、規律等を定めています。【地方自治法120】
	会期不継続の原則	議会は会期ごとに独立した活動を営むものであり、会期中に議決に至らなかった事件は消滅して、一切、後会に継続しないとする原則をいいます。【地方自治法119】
	会議公開の原則	大仙市議会では議会基本条例第5条の規定により、議会活動に関する情報公開を徹底しています。よって議会では本会議のほか、議会における全ての会議を原則公開としております。【基本条例5】
	会議時間	本会議の会議時間は、午前10時から午後5時と決められています。ただし、議長が必要と認めるときは、会議時間を変更することができます。【会議規則9】
	会 議 録	議長は会議録を調製し、会議の次第および出席議員の氏名を記載させなければならないと自治法に定められています。【地方自治法123、会議規則85】
	会議録署名議員	本会議の次第を記録した公文書を会議録として作成しますが、議長とともに署名する議員のことをいいます。各定例会・臨時会の開会日に、議長が本会議で3名の議員を指名し、会議録作成後、内容を確認の上、署名することになります。【地方自治法123②、会議規則88】
	会 派	会派は、議会内に結成された、同じ考えを持った議員の集まりのことをいいます。本市議会では「大地の会」「だいせんの会」「新政会」「公明党」「市民クラブ」「日本共産党」の六つの会派があります。【会派規程】
	会派代表者会議	市議会における各会派間の意見の調整、連絡および協議等を行うために、議長、副議長、会派の代表者を構成員にして設置する会議をいいます。【会議規則164、会派規程5】
	可決・否決	議決結果の一つで、議決の際に「可」または「否」の意思決定をすることです。これらが最も一般的に用いられ、このほかにも「承認」「同意」「認定」などがあります。
	過半数議決の原則	議会の議事を出席議員の過半数で決する、議会運営上の原則です。【地方自治法116】

	用語	用語の説明
	可否同数 か ひ どう すう	表決の結果「可とするもの」「否とするもの」が同数であることをいいます。可否同数となったときは、議長の決するところによると規定されています。【地方自治法116】
	可とする方を諮る原則 か と す る 方 を じ ろ る げんそく	表決に当たって、積極的に賛成する者の数により、可否を決める原則のことです。【会議規則128】
	仮議席 かり ぎ せき	一般選挙後の初議会において、臨時議長が定める、議長による議席の指定までの仮の議席のことをいいます。
	簡易表決 かん い ひょうけつ	議長が議会の意思決定のため、表決をとろうとする場合は、起立または挙手による表決が原則となりますが、表決の対象となる問題が簡単または軽微であり、問題の可決に対し反対者がいないと予想される場合に、議長が「・・・に決することにご異議ありませんか」と会議に諮り、異議がなければ、可決の旨を宣告する表決の取り方をいいます。【会議規則76】
	監査請求 かん さいせいゆう	有権者の50分の1以上の者の署名をもって、その地方公共団体の事務の執行全般について、監査委員に監査を請求できるとする制度のことをいいます。住民の直接請求制度の一つです。【地方自治法242】
わ	議案 ぎ あん	議会の議決を得るため、長や議員または委員会が提出する案件のことです。地方公共団体の意思の決定を求める議案（団体意思決定議案）としては「条例案」「予算案」「決算認定議案」をはじめ「契約締結議案」「人事同意議案」「専決処分承認議案」などがあります。また、議事機関としての議会の意思の決定を求める議案（機関意思決定議案）としては「意見書の提出」「会議規則の制定・一部改正」「議員の懲罰」などの案件が該当します。議員が議案を提出する場合は、一定数の議員の賛成が必要とされています。委員会の提出する議案の提出者は、その委員会の委員長となります。
	議案質疑 ぎ あん しつぎ	議案について、賛否の態度決定ができるよう疑問点をただします。定例会では通常、本会議3日目に議案を各常任委員会に付託する前に行っています。
	議案の提出 ぎ あん ていしゅつ	議案を議会に提出する権利は、原則として市長と議員（委員会）双方にあります。が、例外として、予算案など市長に専属するものと、委員会の設置など議員に専属するものがあります。また、議員が議案を提出する場合は、その案を備え、理由を付け、地方自治法第112条の規定によるもの（団体意思を決定する案件）は定数12分の1以上の賛成、その他のもの（機関意思を決定する案件）は2人以上の者が賛成し、あらかじめその案を議長に提出しなければなりません。【地方自治法112、会議規則14】
	議案の修正 ぎ あん しゅうせい	市長・議員が提出した議案（原案）の内容を、削除、減額、追加などにより変更することをいいます。修正の動議は、その案を備え、地方自治法第115条の3の規定によるもの（団体意思を決定する案件）は定数12分の1以上の発議、その他のもの（機関意思を決定する案件）は2人以上の発議者が連署し、あらかじめその案を議長に提出しなければなりません。【地方自治法115の3、会議規則17】
	議案の撤回 ぎ あん てつかい	議案の提出後に、それを全部取り下げるといいます。議題になった場合は、議会の承認が必要です。【会議規則19】
	議員全員協議会 ぎいんぜんいんぎょうかい	通常の会議とは異なり、将来議決される事件や、現在問題になっている事件等について、議員全員で協議するために開かれるものです。正規の会議ではないため、審査・決定能力はありません。【基本条例12、会議規則164】
	議員定数 ぎいんていすう	法定数に従い条例で規定された、議会を構成する議員の人数のことをいいます。本市では24人に定められています。（※令和3年9月に行われる一般選挙から適用されます）【地方自治法91、議員の定数を定める条例】

用語	用語の説明
議員の任期 ぎいん にんき	議員として存在する期間のことをいいます。一般選挙により選出された地方公共団体の議会の議員の任期は4年です。【地方自治法93】
議員の派遣 ぎいん はけん	議会は、①議案の審査のため、②市の事務に関する調査のため、③その他必要があると認めるときに、議員を県内外に派遣することができます。議会の議決でこれを決めますが、緊急の場合には議長が決め、議会に報告します。【地方自治法100⑬、会議規則165】
議員発言用演壇 ぎいん ほうげん ようえんだん	対面する二つの演壇のうち、議員席から執行部席に向けた演壇です。一般質問、市長提案の当初予算議案に対する質疑は、この演壇で行います。
議員提案 ぎいん ていあん	議案は通常市長から提案されますが、議員もしくは委員会も提案することができます。議員が条例案を提出する場合は、議員定数の12分の1以上の賛成者とともに連署して、議長に提出します。【地方自治法112、会議規則14】
議員報酬 ぎいん ほうしゅう	議会の議員としての役務に対して支給される給付のことをいいます。議員は非常勤の特別職のため、給料ではなく報酬として支払われています。行政委員等の「報酬」と区別するため「議員報酬」と呼称が変更されています。【地方自治法203、議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例】
議会運営委員会 ぎかい うえい いんかい	多数の議員で構成される議会を円滑、効率的に運営するため、条例で設置する委員会です。会期、議事日程、議案等の取り扱い、質問の取り扱いなどの議会の運営や会議規則、委員会条例等に関する事項などを協議、調査、審査します。本市では各会派から選出された議員で組織しており、正・副議長も会議に出席しています。【地方自治法109・委員会条例4】
議会改革 ぎかい かいかく	議会は市民の意見を市政に的確に反映させるため、議会改革に積極的かつ継続的に取り組むこととし、議員8名で構成する「議会改革推進会議」を設置しています。会議には正・副議長も出席しています。【基本条例22・議会改革推進会議設置規程】
議会事務局 ぎかい じむきょく	議会の庶務的業務や議長および議員の職務を補助する組織として、議会に設置される組織のことをいいます。本市では職員数が7名で、庶務班と議事班が設置されています。【地方自治法138②、事務局設置条例、事務局処務規程】
議会先例集 ぎかい せんれいしゅう	各種関係法規だけでは対応できない場合の会議運営のよりどころとして、過去の議会運営での取り扱い、慣例、解釈などを先例としてまとめたものをいいます。
議会図書室 ぎかい としょしつ	議会は議員の調査研究に資するため、図書室を附置しなければならないことが地方自治法に定められています。本市議会においても議会図書室が置かれ、官報、公報および刊行物を保管しています。【地方自治法100⑨、図書室規程】
議会報（議会だより） ぎかい ほう	定例会や臨時会等の内容を要約したもので、年4回発行し、市内全戸・公共団体等にお届けしています。編集は広報広聴常任委員会が行っています。市議会ホームページからもご覧になれます。【議会報発行規程】
議会の監査請求権 ぎかい かんさしきせうけん	議会は監査委員に対し、市の事務について監査請求し、その結果を請求することができる権利のことをいいます。議会の権限の一つです。【地方自治法98】
議会の議決権 ぎかい ぎけつけん	条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定、契約の締結、地方税の賦課徴収または分担金・使用料の徴収、その他地方自治法で定められた項目などを決定する権利のことをいいます。議会の権限の一つです。【地方自治法96】

用語	用語の説明
議会の権限 ぎかい けんげん	議会の権限を分類すると、①議決権 ②選挙権 ③検査権 ④監査請求権 ⑤意見書提出権 ⑥罷免権 ⑦調査権 ⑧請願受理権 ⑨懲罰権 ⑩決定権 ⑪同意権 ⑫承認権 ⑬諮問意見提出権 ⑭報告受理権 ⑮会議規則制定権 などに分類されます。【地方自治法96】
議会の検査権 ぎかい けんさけん	議会が書面の検閲により、地方公共団体の事務や出納が議決どおり適切に行われているかを検査する権利のことをいいます。議会の権限の一つです。【地方自治法98】
議会の成立要件 ぎかい せいりつようけん	会議を開くために、在職議員が必要な数に達していることをいいます。原則として、招集に応じて当日の会議に出席している議員が、議員定数の半数以上に達していなければならない、定足数ともいいます。【地方自治法113】
議会の招集 ぎかい しょうしゅう	議会を開くために議員に参集することを求める行為で、市長の権限となっていますが、議長も議会運営委員会の議決を経て、市長に臨時会の招集を請求することができます。市長は請求のあった日から、20日以内に臨時会を招集しなければなりません。議会の招集について原則として、市議会の開会7日前までに、市長によって告示されなければなりません。【地方自治法101】
議会の選挙権 ぎかい せんきょけん	地方自治法により、議会は法律またはこれに基く政令により、その権限に属する選挙を行わなければならないと規定されています。議会の権限の一つです。【地方自治法97】
議会の調査権 ぎかい ちょうさけん	市議会の持つ重要な職責を十分果たすため、市の事務について調査ができる、議会の権限の一つです。【地方自治法100】
議決 ぎ けつ	<p>表決の結果、得られた議会の意思決定のことです。表決は個々の議員の案件に対する賛否の意思表示であり、これが集積して形成される合議体としての議会の意思決定が議決です。</p> <p>次のような種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可決（否決）：条例、契約、予算、意見書、決議、その他に関する議案 ・認定（不認定）：決算に関する議案 ・承認（不承認）：専決処分に関する議案 ・同意（不同意）：人事に関する議案 ・採択（不採択）：請願、陳情
議事 ぎ じ	議決と、これに至る審議過程の全てのことをいいます。
議事整理権 ぎ じ せいりけん	議事日程の決定、開議の宣告、議題の宣告、議題の審議の進行管理、散会、延会の宣告等、本会議の運営の主事者として議長に与えられた権限のことをいいます。【地方自治法104】
議事日程（表） ぎ じ にってい ひょう	議長が議事整理権に基づいて定める、その日の会議の議事の順序表のことをいいます。議長は開議の日時、会議に付する事件および順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付します。ただし、やむを得ない時は、議長がこれを報告して、配付に代えることができます。【会議規則20】
議場 ぎ じょう	本会議場のことで、議席、議長席、演壇、議会事務局長席、議会事務局職員席、理事者執行部席等の席があります。傍聴席は議場の範囲に含みません。
議席 ぎ せき	議員が、議場で会議を行う場合に着かなければならない席のことをいいます。議席には、番号および氏名標を付けています。また、議員は、会期中みだりに議席を離れてはならないとされています。【会議規則4・151】

用語	用語の説明
議長・副議長 ぎあちやう ふくぎあちやう	議長は議会の選挙によって選ばれ、議場の秩序を保持し、議会の事務を統理する権限と、議会を代表する地位を与えられています。 副議長は、議長がその職務を執り得ない状態にある場合、代わってその職務を行います。副議長は議長と同様、選挙によって選ばれます。【地方自治法103】
議長交際費 ぎあちやうこうさいひ	議長が、議会における対外的活動を行うために必要な経費のことをいいます。本市では市議会だよりと市議会のホームページで、その支出状況を公開しています。
議長裁決権 ぎあちやうさいけつけん	採決が可否同数となった場合に、議長がその可否を決する権限のことをいいます。【地方自治法116】
記名投票 きめいとうひやう	賛否の投票者が明らかにできる方法で行われる投票方法のことをいいます。【会議規則70②・71・130】
休会 きゆうかい	会期中に、一定期間議会の会議が開かれずに、休止している状態にあることをいいます。大仙市の休日は休会とする「休日休会」のほか、議事の都合等その他必要があるときは、議決により休会とすることができる「議決休会」があります。【会議規則10】
休憩 きゆうけい	会議を、その途中で一定時間中断することをいいます。【会議規則11】
急施事件 きゅうしじけん	緊急に議会の意思決定を経て実施しなければならない事柄のことをいいます。臨時会はあらかじめ付議すべき事件を告示すべきものとされ、告示された事件に限り、審議することができますが、急施事件があるときは告示することを要せず、直ちにこれを会議に付議することができます。【地方自治法102⑥】
議了 ぎりやう	会議に付された事件の全ての審議を終了することをいいます。法律上の議決事件、会議に付された事実上の事件など、会議で審議する全ての事柄を含み、これら一切の付議事件を議了した場合は、まだ会期に余日があっても、議会の議決によって閉会することができます。【会議規則7】
挙手 きよて	本会議では起立により採決をとりますが、常任委員会、特別委員会等の委員会で、採決の方法は通常の場合、挙手での採決を行っています。【会議規則128】
起立 きりつ	本会議における表決の方法は、起立によることを原則としています。議長は「本案を原案のとおり（または、委員長長の報告のとおり）決することに賛成の議員の起立を求めます。」と採決します。【会議規則70】
行政視察 ぎやうせいしきつ	議員が他自治体等の先進的な取り組みをしている地域へ出向き、その地域の行政・経済・文化等の実情を直接把握することです。議会の活動には、議案の是非を検討し、その可否を決するというだけでなく、行政の施策等について提言し、市民の利益のためにその実現を図っていくという積極的な姿勢が求められています。地方分権に伴い、議会が担う役割はますます重要性を増し、議会における審議が高度化・複雑化する中で、行政の適正な運営を確保するためには、議員の高度で専門的な見識が必要とされており、議員活動をすすめる上で必要かつ有益であることから実施されています。
基本条例 きほんじょうれい	市政の情報公開と市民参加を基本とした、これからの自主自立する地方自治体にふさわしい、市民に身近な議会および議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できるよう、平成23年9月20日に制定した条例です。
緊急質問 きんきゅうしつもん	災害や突発的な出来事などで、即刻質問する必要がある場合や、質問する客観的な理由が認められる場合に、議会の同意を得て行われる質問のことをいいます。質問事項は特定のものに限られます。【会議規則63】

	用語	用語の説明
け	けいぞくしんさ 継続審査	議会は会期中に限り、議会としての活動ができるものであり、しかも会期ごとに独立した議会と考えられています。この例外をなすのが継続審査で、当該会期中に議決できない議案等を、付託された委員会において次の定例会まで、または一定の期限まで、閉会中も審査することができるようにすることをいいます。【会議規則110】
	けつぎ 決議	議会の事実上の意思表示の一つで、政治的効果を狙ったり、議会の意思を対外的に表明する際になされる議決のことをいいます。
	けっさん にんてい 決算の認定	予算の執行実績である決算を審査し、確認し確定することをいいます。これも議会のチェック機能として行わなければならないことの一つで、本市議会では、一般会計および特別会計は各常任委員会に付託され、第3回（9月）定例会で議決しています。また、公営企業会計の市立大曲病院事業会計は教育厚生常任委員会に、上水道・簡易水道・下水道事業会計は産業建設常任委員会に付託され、一般会計および特別会計と同様に第3回（9月）定例会で議決しています。なお、審査の結果、問題があった場合には認定しないこともあり、これを「不認定」といいます。
	けっさんとくべついいんかい 決算特別委員会	前年度の決算関係議案を認定すべきかどうか審査するために設置する、議長・議会選出監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会です。常任委員会と同じ構成の分科会を設けて、詳しく審査します。 ※大仙市議会では実施しておりません。
	げんあん 原案	提出権を有する者により、所定の手続きに基づいて提出された議案のことをいいます。
	げんぎょうきんし 兼業禁止	議員が市に対し、直接請負をし、またはそれと同様な関係に立つことができないことをいいます。「請負禁止」ともいわれ、営利・非営利を問いません。【地方自治法92②、政治倫理条例】
	げんしよくきんし 兼職禁止	議員が衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員および常勤の職員を兼ねることができないことをいいます。趣旨として、一定の公職にある者が、その職責を完全に果たすために必要とされる政治的中立性、職務時間の確保等のために、その妨げとなる最小限の兼職を制限するところにあります。【地方自治法92】
こ	こうちうかい 公聴会	公の機関が一定の事項について判断・決定する際に、利害関係者または学識経験者の意見を聞くために設けられた制度のことをいいます。【会議規則78・79・80】
	こうじゆつにん 公述人	公聴会に付議された事件に対し、意見の発言を求められる利害関係者および学識経験者などをいいます。【会議規則80・81・82】
	こうふ 公布	所定の手続きを経て成立した成文の法令、条例、規則等を一般に周知するため、公示することをいいます。法令等はこの公布手続きがとられない限り、対外的効果を生ずることはありません。
	こくじ 告示	市が法令、条例または規則に基づいて、ある事項を広く一般に知らせることをいいます。議会を開く際には、原則として、市長が招集告示を開会日前7日までに行わなければならない。【地方自治法101⑦】
	こせん 互選	構成員の中で、相互で行われる選挙のことをいいます。議会の委員長等を選出する場合の方法として用いられます。
た	さいけつ 採決	議長が、本会議で表決（議員が、議案などに対して賛成または反対の意思表示をすること）を採る行為のことをいいます。委員会の場合は、委員長が表決を採る行為のことをいいます。なお、採決の結果、議会の意思を決定することを議決といいます。

	用語	用語の説明
	裁 決 権 さい けつ けん	本会議においては、議長は多くの場合、議決に加わることはできませんが、可否同数の場合は、議長が可否を決定することができる権限のことをいいます。【地方自治法116】
	再 議 さい ぎ	議会が行った議決または選挙に対し、異議がある等の理由により、市長が議会に審議または選挙のやり直しを求めることをいいます。【地方自治法176】
	採 択 ・ 不 採 択 さいたく ・ ふさいたく	請願や陳情に対して、議会として行われる賛否の意思決定のことをいいます。【会議規則140】
	参 考 人 さん こう にん	会議において、調査・審査のために必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて意見を述べる者のことをいいます。【会議規則84】
	参 集 さん しゅう	市長の招集に応じて、議員が定められた場所へ集まることをいいます。【会議規則1】
	散 会 さん かい	その日の議事日程に記載された事件の全てを議了し、その日の会議を閉じることをいいます。【会議規則11】
し	施 行 し こう	公布された法令、条例等の効力を、現実が発生させることをいいます。
	市政懇談会 しせいこんだんかい	大仙市議会基本条例第7条第1項の規定に基づき、市政全般にわたって、議員と市民が自由に情報および意見を交換する会議です。平成24年から実施しています。【基本条例7、市政懇談会実施要綱】
	施政方針 しせいほうしん	毎年、第1回（3月）定例会初日に、市長が翌年度の主要な施策を述べることをいいます。
	質 疑 しつ ぎ	現に議題となっている事件について、①提出者の趣旨説明があった後、②修正案については修正案の説明があった後、討論、表決に入る前に、当該事件について疑義をたすために行う発言のことをいいます。「質疑」は、あくまでも議題になっている事件について、賛否または修正等の態度決定が可能となるよう、不明確な点について、提出者等の説明や意見をたすためのものであり、自己の意見を述べることができないとされており。また、同一議題について3回まで決められています。【会議規則37・41・55・56】
	質 問 しつ もん	議員が市政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況および将来に対する方針等について所信をただし、あるいは報告、説明を求め、疑問をたすことをいいます。「質問」は、議案とは関係なく、当該団体の行政全般について認められるものです。一般質問や緊急質問があります。【会議規則62・63・64】
	質問通告 しつもんつうこく	質問する事項を、あらかじめ議長に内容を具体的に記述し、告知させる文書をいいます。【会議規則62②】
	執行機関（執行部） しつこうきかん（しつこうぶ）	行政の執行権限を持つ機関をいいます。本市には市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関があります。これに対し、議会は議決機関といいません。
	指名推選 しめいすいせん	議会で行う一部事務組合議会議員選挙等について、議長が特定の者をあらかじめ指名して、これを当選人と定めてよいかどうかを会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限って、投票を用いないでその者を当選人とする方法をいいます。1人でも指名推選の方法に異議を唱える者があるときは、原則どおり投票によることとなります。【地方自治法118②】

	用語	用語の説明
	自由討議 じゆうとうぎ	議案審議の結論を出すに当たって、質疑終結後、動議または議長が必要であると認めたとときに、議員相互の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成に努めるとともに、説明責任を果たすものです。【基本条例11】
	修正動議 しゅうせいどうぎ	原案に対し、議員が修正の提議を行うとき、提出する動議のことをいいます。修正の動議は、案を備え、あらかじめ文書により議長に提出すべきものとされています。【地方自治法115の3、会議規則17】
	住民監査請求 じゅうみんかんさせいきゅう	自治法上の直接参政の一つで、住民が不当な公金の支出などがあると認めたととき、監査委員に対し、監査を請求することをいいます。【地方自治法242】
	趣旨採択 しゅしきさいたく	請願と陳情について、願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てないといった場合に、不採択とすることもできないとしてとられる決定の方法のことをいいます。
	出席議員 しゅっせきぎいん	当日の会議に出席している議員のことをいいます。
	少数意見 しょうすういけん	合議体において「多数決原理」により意思決定が行われ、少数であったために廃棄された意見のことをいいます。【会議規則107】
	少数意見の留保 しょうすういけん りゅうほ	少数であったために廃棄された意見で、他に出席委員1人以上の賛成を得たときに、少数意見として報告する権利を保持することをいいます。【会議規則107】
	上 程 じょう てい	議事日程に組み入れて、議題として、審議の対象とすることをいいます。
	紹介議員 しょうかいぎいん	請願を提出するために必要な1人以上の議員です。委員会付託後、説明を求められることもあります。【地方自治法124、会議規則136】
	承認・不承認 しょうにん ふしょうにん	議決のうち、専決処分承認案件について可とするのが「承認」、否とするのが「不承認」です。また、専決処分した事件について議会の承認を得られない場合には、処分の効力そのものには影響しませんが、処分に伴う政治的責任は長に残ります。
	証 人 しょう にん	ある事実関係・事柄を証明する第三者のことをいいます。
	常任委員会 じょうにんいんかい	議会内部の機関として、幅広い行政事務を各分野ごとに分け、合理的・能率的に審査または調査するための組織です。本市では「総務企画」「教育厚生」「産業建設」「広報広聴」の四つの常任委員会を設置し、任期を2年としています。【地方自治法109、委員会条例2】
	諸般の報告 しよばんほうこく	議会に関係することのうち、本会議以外であった出来事や、議長に出された各種事項について報告することです。
	条 例 じょう れい	地方公共団体が、自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有しています。
	所管事務調査 しよかんじむちゆうさ	常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務を調査する機能を有しており、この委員会固有の権限に基づく調査のことをいいます。【地方自治法109②、会議規則104】
	除 斥 じょ せき	議案の審議をするときに公正を期するため、その議案と利害関係のある議員は審議に参加できないという制度です。【地方自治法117】

	用語	用語の説明
	審議	議会の本会議において、付議事件について説明を受け、質疑・討論をして表決する一連の過程のことをいいます。
	審議未了	議案について、結論が出ないまま定例会が終了すると、議案が消滅してしまうことをいいます。
	審査	委員会において、議案等の特定の事件について議論し、一応の結論を出す一連の過程をいいます。【会議規則98】
	人事案件	市長が、議会の同意を得て選任または任命する人事に関する議案をいいます。副市長、監査委員、財産区管理委員会委員等の選任議案や、教育長、教育委員会委員、農業委員会委員等の任命議案があります。
せ	請願	市議会に対して要望を申し出ることです。請願の提出には、その内容に同意する「紹介議員1名以上」が必要になります。【地方自治法124、会議規則136】
	政治倫理条例	議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的に、平成23年6月に制定されました。【基本条例19、議員政治倫理条例、議員政治倫理条例施行規則】
	青票	議会で行われる選挙において、記名投票の場合に、反対の意思を表すのに用いる青い色の票のことをいいます。賛成の場合は白票になります。【会議規則72・130】
	政務活動費	地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対して交付することができる金銭的給付をいいます。【地方自治法100、基本条例16、政務活動費の交付に関する条例】
	説明員の出席	議案等に対する議員の質疑または市の一般事務等に関する質問に対し、説明または答弁のため議長から出席を求められたときは、市長、行政委員会の委員長等およびそれらの補助職員は、議場への出席が義務付けられています。【地方自治法121】
	全会一致	表決による議会や委員会の意思決定のとき、出席議員（委員）全員の意思が一致することです。委員長報告の際に「全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました」などと用いられます。
	専決処分	市長が議会を招集するいとまがない場合などに、議会の議決を要する案件や議会が長に委任した事項について、議会に代わって長が処分することを「専決処分」といい、市長はこのことを次の議会に報告し、承認を求めることとなります。【地方自治法179】
	先決動議	緊急動議など、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議のことをいいます。【会議規則18】
そ	即決	議会の付議事件について、委員会付託を省略して、直ちに採決することをいいます。
た	対面式演壇方式	平成23年第4回定例会から、議長席前にある登壇席に対面した議員席側に登壇席を設置し、一般質問および当初予算質疑の際に議員が登壇することとなりました。市長部局と対面方式とすることにより、より一層、踏み込んだ質問を行っています。

	用語	用語の説明
	たすうけつ げんそく 多数決の原則	議会や会議の意思の決定を構成する多数の者の意見によって、その意思とする原則のことをいいます。【地方自治法116】
	たち あい にん 立会人	議会における選挙の際に議長が指名します。立会人は、議長が開票の宣告をした後、投票を点検するため、開票に立ち会います。このため、開票立会人であるということができませんが、投票立会人は、会議規則上置かないこととなっていますので、市議会において立会人は、開票立会人のことをいいます。【会議規則31】
	たんきむきめいとうひょう 単記無記名投票	投票者の名前を記入しないで、投票用紙に単一の氏名を記入する投票方法をいいます。
ち	ちつじょほじけん 秩序保持権	議長に与えられた、議場の秩序を保持する権限のことをいいます。【地方自治法104】
	ちゅうかんほうこく 中間報告	議会の議決が必要な事件について、詳しく検討を加える必要があるときは、当該事件を委員会に付託しますが、付託された委員会において長期間の継続審査になっている場合などに、審査または調査が終了する前に、中間的な状況報告を行うことがあります。この報告を中間報告といいます。【会議規則45】
	ちゅうきけん 調査権	当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、記録などの提出を請求することができる権限のことをいいます。地方自治法第100条に基づくため「100条調査権」とも呼ばれています。
	ちよう げつ 懲罰	本会議および委員会の開会中、議員が地方自治法等に規定された規律を乱し、これらに違反した場合に科される罰のことをいいます。懲罰は4種類あり「戒告」「陳謝」「一定期間の出席停止」「除名」になります。【地方自治法134・135、会議規則158】
	ちようげつどうぎ 懲罰動議	懲罰を発議するために提出される動議のことをいいます。議題とするには、議員定数の8分の1以上の者の発議によらなければなりません。【地方自治法135②、会議規則158】
	ちよくせつせいきぼう 直接請求	有権者が一定数以上の署名をもって、選挙管理委員会の審査を経て、条例の制定や改廃、事務の監査、議会の解散、議員・長の解職を請求することをいいます。
	ちん じょう 陳情	市議会に対して要望を申し出ることです。請願と異なり、陳情の提出には紹介議員は必要ありません。【会議規則142】
つ	ついかぎあん 追加議案	議案は開会日に提出・上程されるのが通常ですが、開会日以外の会期中に追加して提出・上程される議案のことをいいます。
	つうねんぎかい 通年議会	条例で年4回と定めている定例会の会期を1年とし、最初に長が招集すると、その後は必要に応じ、議長がいつでも本会議の休会・再開を繰り返すことができる制度のことをいいます。 ※大仙市議会では実施しておりません。【地方自治法102の2】
て	ていあんりゆうせつめい 提案理由説明	議会に提案された案件について、提出の理由や主な内容を明らかにすることを目的として、提案者である市長または議員が行う説明のことをいいます。【会議規則37】
	てい かく 定刻	「〇日は、定刻より本会議を開きます」の定刻は、午前10時のことです。本会議の会議時間は、原則、午前10時から午後5時までと定められています。【会議規則9】

	用語	用語の説明
	ていすう きだ じょうれい 定数を定める条例	地方自治法第91条第1項の規定に基づき、大仙市議会の議員の定数は24人とし、令和3年9月に行われる一般選挙から適用されます。【議員の定数を定める条例】
	てい そく すう 定足数	議会において、有効に会議を開き、審議を行い、意思決定するために必要とされる出席者の数のことです。本会議では、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができません。なお、委員会においても、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。【地方自治法113、会議規則12】
	てい れい かい 定例会	定期的に招集される議会の会議で、通常、毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催されます。ここでは一般質問のほか、議会の権限に属する全てのことを審議できます。【地方自治法102、定例会の招集時期に関する規則】
	てん こ 点呼	議員一人一人の名前を呼んで確認することをいいます。【会議規則29】
と	どうい ふどうい 同意・不同意	議決のうち、人事案件について可とするのが「同意」、否とするのが「不同意」です。同意を求める案件に対しては、議会は諾否の意思を表示するだけで、これに対する修正権はありません。
	どう ぎ 動議	議会の会議の進行・手続き等に関し、議員から議会に対して、または委員から委員会に対して出される提議をいいます。本会議の場合は、提出者のほかに2人以上の賛成者が必要となっています。委員会は1人でも可能としています。【会議規則16・17】
	とう ひょう 投票	表決の方法の一つとして、投票による表決を行う場合があります。【会議規則71・129】
	とう べん 答弁	質疑または質問に対し、回答、弁明または説明することをいいます。議会の内部では、本会議または委員会において、議員(委員)の質疑・質問に対して市長・関係部局長などが答える場合、委員長報告をした委員長に対する質疑に対して答弁する場合があります。
	とう ろん 討論	議会の会議において、表決の前に、議題となっている案件に対して賛成・反対の意見を表明することですが、意見の異なる人を自分の意見に同調させるという意味も含んでいます。【会議規則42・121】
	とうろんこうご げんそく 討論交互の原則	討論を行う際に、賛成者と反対者を交互に発言させるとする原則のことをいいます。標準会議規則においては、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならないとしています。【会議規則53】
	とうろんひとりいっかい げんそく 討論一人一回の原則	1議題について、1議員1回だけ討論するという原則のことをいいます。一度討論を行った者は、他者の発言を受けて再度討論することはできません。
	とくべついいんかい 特別委員会	常任委員会のほかに、特定の事柄について審査するため臨時に設置される委員会で、特に重要な問題で、集中的に審査する場合などに設置されます。【委員会条例6】
	とくべつたすうぎけつ 特別多数議決	議会の議事は、出席議員の過半数で決するのが原則ですが、法律に特別の定めがある場合は、過半数議決が適用されず、賛成議員の割合が加重されます。議員および長等の身分の喪失に関わるものや、住民の利害に重大な意味を有するものであるために、議決要件を厳格にし、慎重な意思決定を期待しているものです。【地方自治法116】

	用語	用語の説明
に	認定・不認定 にんてい ふじんてい	地方自治法に定めのある決算の認定議案などがあります。議会が決算の内容を審査して、収入・支出が適法に行われたことを確認するものです。可とする議会の決定は「認定」、否とする議会の決定を「不認定」といいます。
	二元代表制 にげんだいひょうせい	議員と行政の長（市長）をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度で、議員内閣制とは対照的な概念です。日本では憲法第93条により、地方自治体は二元代表制をとるよう定められています。一方、国政では、直接選挙で選任された議員が首相を互選し、首相が内閣を構成する議員内閣制をとっています。二元代表制では、議会は条例や予算などを審議決定する権限を持ちますが、その執行は行政の長が責任を持ちます。
	日程追加 にっていついか	議事日程に掲載されていない案件を会議に諮り、議事日程に追加することをいいます。【会議規則21】
	日程変更 にっていへんこう	議事日程に掲載されている審議順序を会議に諮り、その日の審議の都合等により変更することをいいます。【会議規則21】
	任期 にんまき	議員、正・副議長、各委員長・副委員長、各委員が、その地位を有する期間です。【地方自治法93、委員会条例3】
ね	年長議員 ねんちやうぎいん	議長、副議長および仮議長の選挙を行う際に、議場に出席している議員のうち、最年長の議員をいいます。【地方自治法107】
は	白票 はくひやう	①投票で行われる表決で、賛否を表明していない投票や賛否が明確でない投票のことや、②記名投票の際、案件を「可」とするときに投ずる票のことをいいます。【会議規則72・130】
	発議 はつぎ	議会において、議員が議事の対象となるべき問題を提出することをいいます。議案の場合は、一般的に提案といいます。動議の提出も含まれます。
	初議会 はつぎかい	一般選挙後に、初めて招集される議会の会議のことをいいます。初議会は、定例会が招集されるのを待って開くことができますが、できるだけ早い機会に、議長、副議長、常任委員会委員等が決定されていなければならないため、臨時会を招集して開催するのが通例になっています。
	発言 はつげん	議員が議会の会議において、質疑、質問、討論、動議の提出、提案理由説明、委員長報告などのため、言葉を発することをいいます。【会議規則50】
	発言通告 はつげんつうこく	議員が本会議で発言を求める場合に、あらかじめ議長に発言の主旨などを告知知らせることをいいます。【会議規則51】
	発言の取り消し はつげんのとけし	発言の取り消しは、不穏当発言、規律に関する発言等の趣旨を変更することで、議会の許可を要します。【会議規則65】
	発言の訂正 はつげんていせい	発言の訂正は、字句に限るものとして、議長の許可で可能です。【会議規則65】
	反問 はんもん	本会議または委員会への出席を要求された市長等は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して質問趣旨の確認を明確にするため、逆質問をすることができます。【基本条例8(2)】
ひ	表決 ひやうけつ	本会議での議会の意思または委員会における会議の意思を決定するため、個々の議員または委員が参加して、議案に対して賛成または反対の意思表示をすることをいいます。【地方自治法116、会議規則67】

	用語	用語の説明
	費用弁償 ひようべんしょう	議員が本会議や委員会等に出席する際に、職務の執行等に要した経費を償うため支給されます。大仙市では日当の支給はなく、交通費として実費または路程1キロメートル当たり37円を支給しています。【地方自治法203②、議会の議員の議員報酬、費用弁償に関する条例】
	秘密会 ひみつかい	非公開で行う会議のことをいいます。議事の記録を公開せず、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場外に退去させます。会議公開の原則の内容となっている傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表が原則的に認められていない会議です。【地方自治法115、委員会条例19、会議規則48・49】
	百条委員会 ひゃくじょういんかい	地方自治法第100条に基づいて、議決機関として執行機関への監視機能を十分果たすために調査権が与えられた特別委員会のことをいいます。
	標準会議規則 ひょうじゅんかいぎきそく	都道府県議会、特別区および市町村議会の標準的・一般的会議規則のことをいいます。
	表決の順序 ひょうけつ じゅんじょ	同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決めます。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採っていきます。【会議規則135】
ふ	不穏発言の取り消し ふおんぼんげん とりけし	議員の一切の不適切な発言等の趣旨を、自らその発言がなかったことにするため、議会の許可を得て変更する措置のことをいいます。【会議規則65】
	不規則発言 ふきそくげんげん	議長の許可を得ない発言のことをいいます。議長の許可を得ない発言は法的には効果がなく、激励、ひやかし、妨害等のやじなどのことをいいます。
	付議事件 ふぎじけん	議会の審議に付される事柄のことをいいます。
	付帯決議 ふたいけつぎ	議会または委員会における審議の対象となった案件(事件)の議決に当たって、その議決に付帯して付ける意見・要望等に係る決議をいいます。付帯決議は議決の条件ではなく、事実上の意見表明になります。
	付託 ふたく	議案を審議する場合、さらに詳しく調査・検討するために、委員会へ議案の審査を依頼します。これを付託といいます。各議案について、委員会へ付託する前に本会議の中で総務部長等が議案の説明をし、質疑を行います。委員会の審査結果は本会議で報告され、その上で最終的な決定(可決・否決など)となります。【会議規則37】
	分科会 ぶんかかい	委員会が付託を受けた議案等を分担して審査するために、委員会内に設けられる組織のことをいいます。
	分割付託 ぶんかつふたく	本会議の議決に先立ち、一つの議案について所管の委員会に振り分けて、それぞれ審査を依頼することをいいます。予算などの際、適用されます。
へ	閉会 へいかい	議会を閉じて、議会としての活動をしない状態にすることをいいます。【会議規則7】
	閉会中の継続審査 へいかいちゅう けいぞくしんさ	会期中に議案などの審査や調査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、会期が終了した閉会後も引き続いて委員会において審査や調査を行うことができることをいいます。【会議規則110】
ほ	傍聴席 ぼうてんせき	議会のやり取りを聞くことができる席です。大仙市議会(本会議場)では41席を用意しております。委員会の傍聴もできます。【傍聴規則】

	用語	用語の説明
	傍聴規則 ぼうちょうきそく	本会議および委員会の傍聴に関する手続き、傍聴人の守らなければならない事項などを議長が定めた規則のことをいいます。本会議および委員会の傍聴をする場合には、傍聴の手続きが必要となります。「会議傍聴申請」に住所・氏名等の必要事項を記載していただくこととなります。【傍聴規則】
	補欠選挙 ほけつせんきょ	議員の欠員が生じた際、その欠員を補うために行う選挙のことをいいます。
	本会議 ほんかいぎ	全議員で構成する議会の会議のことで、議会の意思はこの本会議でのみ決定されます。会議の内容は会議録として記録されるほか、原則として公開され、傍聴することができます。
み	みなし採択・ みなし不採択 みないしさいたく・ みないしふさいたく	同一会期中において、既に同一趣旨、同一目的の議案または請願（陳情）が議決されている場合の請願（陳情）について、一事不再議の原則に触れるため、議決することなく、既になされた同一趣旨、同一目的の議案または請願（陳情）の議決の結果により、「採択」または「不採択」とみなして処理する取り扱いのことをいいます。
む	無記名投票 むきめいとうひょう	議会の選挙で、議員が投票用紙に投票者の氏名を記載しないで投票することをいいます。通常、用いられる方法をいいます。【会議規則70②・131】
	無効投票 むこうとうひょう	投票に瑕疵（かし）があるため、効力を生じない投票のことをいいます。
ゆ	有効投票 ゆうこうとうひょう	選挙で、全投票中、白票など無効票を除いた、法的に有効な投票のことをいいます。
よ	予算提案権 よさんていあんけん	予算を議会に提案する権限のことをいいます。予算を調製し、議会に提案するのは、市議会の場合には市長に専属します。予算は議会に提出された後、議会の議決によって定められます。
り	臨時会 りんじかい	必要がある場合に臨時招集される会議で、原則として、あらかじめ審議するとした議案等に限り審議されます。【地方自治法102】
	臨時議長 りんじぎさう	議長、副議長、仮議長の選挙において、臨時に議長の職務を行う議員のことをいいます。この場合、最年長の議員が選ばれることとなっています。一般選挙後の最初の議会などの場合に置かれます。【地方自治法107】
	流会 りゅうかい	議会の招集日に、招集に応じた議員が議員定数の半数に達せず、会議を開けなかった場合のことをいいます。